

松江市 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の変更・廃止届

添付書類の具体例

1 変更する場合

	添付書類	備考
(許可証記載の) 個人事業者の名前が変わった場合	・住民票の写し(注1)	(1) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
(許可証記載の) 社名が変わった場合	・法人の履歴事項全部証明書 ・定款又は寄附行為	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
(許可証記載の) 代表者が変わった場合	・法人の履歴事項全部証明書 ・新任役員の場合は「役員が替わった場合」を参照	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
役員が変わった場合	・新任役員の住民票の写し(注1) ・新任役員の登記されていないことの証明書 ・法人の履歴事項全部証明書 ・誓約書(所定の様式)	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 誓約書(所定の様式)は法人としての提出ですので、新任役員が何人いようと1枚となります。
株主が変わった場合 (対象:5/100以上の株主のみ)	【個人株主の場合】 ・新株主の住民票の写し(注1) ・新株主の登記されていないことの証明書 ・誓約書(所定の様式) 【法人株主の場合】 ・新法人株主の登記事項証明書 ・誓約書(所定の様式)	(1) 誓約書(所定の様式)は法人としての提出ですので、新任役員が何人いようと1枚となります。 (2) 新法人株主の登記事項証明書は、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれでも結構です。 (3) 最新の確定申告書別表(二)の写し等
使用人が変わった場合	・使用人就任者の住民票の写し(注1) ・使用人就任者の登記されていないことの証明書 ・誓約書(所定の様式)	(1) 誓約書(所定の様式)は法人としての提出ですので、新任役員が何人いようと1枚となります。

法定代理人が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新法定代理人の住民票の写し（注1） ・新法定代理人の登記されていないことの証明書 ・誓約書（所定の様式） 	(1) 誓約書（所定の様式）は法人としての提出ですので、新任役員が何人いようと1枚となります。
（許可証記載の）住所が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の履歴事項全部証明書 ・住宅地図等の位置図 ・敷地内見取り図 	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
事業場や事務所の場所が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等の位置図 ・敷地内見取り図 ・土地の登記簿謄本及び賃貸借契約書等の写し ・（場合によっては）公図 	(1) 収集運搬車両の駐車場が変わったときもこれに該当します。 (2) 賃貸借の場合は、土地の登記簿謄本に加えて賃貸借契約書、使用承諾書等が必要です。 (3) 住所表記とし地番標記が異なる場合は法務局が発行する公図が必要です。
車両が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・追加車両の写真 ・追加車両の有効期間内の車検証または自動車検査証記録事項の写し、及び賃貸借契約書 	(1) 写真は、前・横の2枚が基本です。 （横は産業廃棄物運搬車である旨の表示があること） (2) 紙車検証の場合、自動車検査証の写し、電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の写しが必要です。 (3) 賃貸借車両の場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。
車両以外の施設に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容により添付書類が異なるので、松江市環境対策課までご相談ください。 	
積替え又は保管に関する変更があった場合		
積替え又は保管する産業廃棄物が変わった場合		

（注1）「住民票の写し」とはコピーのことではなく、市役所から発行された証明書が既に写しです。

本籍地の記載があるものがが必要です。マイナンバーの表示があるものは受け取れません。

（注2）届出内容によっては、その他必要な書類を求めることがあります。

2 廃止する場合

	添付書類	備考
事業を全部廃止する場合	・許可証原本	(1) 許可証記載の事業を一切止めることです。
事業の一部を廃止する場合	—	(1) 一部廃止とは、取り扱う産業廃棄物の種類の削減又は積替え・保管行為の一部若しくは全部の中止のいずれかです。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。